

掛川市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市犯罪被害者等支援条例（令和4年掛川市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(総合的な窓口)

第3条 条例第8条第1項により設置する総合的な窓口において業務に従事する職員は、犯罪被害者等支援に関する研修の受講等により能力向上に努めるものとする。

(犯罪被害者等支援の申請)

第4条 犯罪被害者等は、次に掲げる支援を受けようとするときは、犯罪被害者等支援申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 条例第9条第1項に規定する付添い
- (2) 条例第9条第2項に規定する申請手続の補助
- (3) 条例第10条に規定する物品貸与
- (4) 条例第14条に規定する日常生活支援
- (5) 条例第16条に規定する住居支援

(付添い及び申請手続の補助)

第5条 条例第9条第1項に規定する付添いをするのできる移動は次のとおりとする。

- (1) 捜査機関への移動
- (2) 行政機関への移動
- (3) 医療機関への移動
- (4) 犯罪被害者等支援機関への移動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、移動のうち付添いが必要であると市長が判断したもの

2 条例第9条第2項の規定により補助することができる申請等とは次のとおりとする。

- (1) 捜査機関への申請等
- (2) 行政機関への申請等
- (3) 犯罪被害者等支援機関への申請等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請等のうち市長が補助する必要があると判断したもの

(貸与物品)

第6条 条例第10条の規定により貸与することのできる物品は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活に必要な物品
- (2) 前号に準ずる物品として市長が必要と認めるもの

2 前項各号の物品の貸与期間は、6月を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、貸与期間を延長することができる。

(見舞金の支給)

第7条 条例第11条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 犯罪等により死亡した者の遺族に対して支給する死亡見舞金 30万円
- (2) 犯罪等により全治1月以上の負傷疾病を負った者（以下「重症病」という。）に対して支給する重症病見舞金 10万円
- (3) 前号の重症病見舞金を受けた者が、当該犯罪行為が原因で死亡した場合の遺族に対して支給する死亡見舞金 20万円

(遺族の範囲)

第8条 見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 当該死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（当該死亡者に生計を維持されていた者に限る。）
- (3) 当該死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（前号の規定に該当する者を除く。）

2 見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 市長は、見舞金の支給を受けるべき者が2人以上いる場合は、その者の中から選定されたいずれか1人に対して見舞金を支給するものとする。この場合において、当該いずれか1人に対して支給したときは、見舞金の支給を受けるべき者全てに対して支給したものとみなす。

(見舞金支給の申請)

第9条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第2号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添え

て申請しなければならない。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 死亡見舞金

- ア 犯罪等により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡日を確認できる書類の写し
- イ 申請者が市民であったことを確認できる書類
- ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を確認できる戸籍謄本その他の地方公共団体の長が発行する書面
- エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- オ 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外のものであるときは、先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の申請を行う者が第1順位遺族であることを証明することができる書類
- カ 遺族に対する見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、見舞金受給代表者選定書兼同意書（様式第3号）

(2) 重症病見舞金

- ア 重症病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数及び傷病名が明記されているものに限る。）
- イ 申請者が市民であったことを確認できる書類
- ウ 犯罪等の被害にあったことを確認できる書類

2 前項の申請は、犯罪等による死亡若しくは重症病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡若しくは重症病が発生した日から5年を経過したときは行うことができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（見舞金の支給の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪等の発生時において、犯罪被害者等と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

- ア 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
- イ 直系血族（親子にあっては、養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の

事情にあった場合を含む。)

ウ 三親等内の親族（ア及びイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族に当該犯罪等を教唆し、又は幫助する行為があったとき。

(3) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族による暴行又は脅迫等当該犯罪行為を誘発する行為があったとき。

(4) 前各号に掲げるときのほか、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと市長が認めたとき。

(見舞金給付の決定)

第11条 市長は、第9条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定をしたときは、犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(日常生活支援)

第12条 条例第14条の規定により行う支援は、次のものをいう。

(1) 日常生活に関する支援

(2) 前号に掲げるもののほか、平穏な日常生活を取り戻すために必要であると市長が判断した支援

2 前項各号の支援は、1月につき30時間を限度とし、期間は、犯罪被害を受けたときから6月を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、当該期間を延長することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。